

ゴルフ会員権に関する税務取扱い

- 前提条件：(1) 自主再建型再生である。
 (2) プレー権は存続する。
 (3) 預託金返還請求権は一部残る。
 ((2)(3)の両要件を充たすことで会員権の契約上の地位が継続し、取得価額も維持される)
 (4) 実質的に名義変更可能な状態である。

項目	法人所有	個人所有
そのまま所有し続けた場合の預託金切捨てについての損失の取り扱い	(民事再生手続き申立時)	
	通常の一般債権については、申立て事業年度において、50%の貸倒引当金繰入が認められる。ただし、自主再建型、プレー権が存続するケース(当社)では、これを認めないというのが当局の見解[プレー権が存する以上純然たる金銭債権ではない]との解釈らしい(前例あり)ので注意を要する。	所得税法の損失に該当せず。
	(民事再生計画の認可決定時)	
	その事実が生じた事業年度に、切り捨てられた金額が貸倒損失として認められる。	家事上の損失となる。所得計算上は損失とならない。
預託金返還請求権を行使した場合(民事再生計画の認可決定後)	上記によって切捨てとなった金額減額後の簿価との差額が損失計上(損金)される。	譲渡には該当せず、金銭債権の回収損失とプレー権の放棄として扱われる。回収損失は家事上の損失となり、所得計算上は損失とならない。
譲渡した場合	簿価との差額が損金または益金となる。	上記前提条件が充たされていることを前提に、租税回避行為でない譲渡については、譲渡損失が他の所得と通算することが認められる。この場合の取得価額は、上記前提条件(2)(3)を充たす限り、当初の取得価額(名変料等を含む)である。
会員権の分割の取得価額、取得時期	取得価額は分割前の預託金額に対する分割後の預託金額の割合で按分。取得時期は当初の時期を引き継ぐ。	同左